

○須高衛生センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和47年3月21日)

須高衛生施設組合規則第1号)

改正 昭和52年6月15日 組合規則第2号

昭和57年9月13日 組合規則第1号

平成元年3月31日 組合規則第3号

平成29年3月29日 組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、須高衛生センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年須高衛生施設組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「使用」又は「使用者」とは、条例第3条に規定する使用又は使用者をいう。

(使用手続)

第3条 条例第5条第1項の規定により許可を受けようとするものは、使用を開始、又は使用の内容を変更しようとする日の前10日までに須高衛生センター使用（変更）許可申請書（様式第1号）を組合長に提出しなければならない。

(使用許可証の交付)

第4条 組合長は、条例第5条の規定により許可を受けた者に対して須高衛生センター使用許可証（様式第2号）を交付する。

(使用できない日)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる日は、使用することができない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) その他組合長が特に必要と認める日

(使用の時間)

第6条 須高衛生センター（以下「衛生センター」という。）の使用の時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時まで

(2) 土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで

2 組合長は、特に必要と認めるときは、前項の使用の時間を変更することがある。

(使用のときの遵守事項)

第7条 使用者が、使用するときは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) し尿を投入するときは、投入数量について係員の確認を受けなければならない。

(2) し尿浄化そうの清掃により生じた汚泥を投入するときは、別に定める清掃計画による数量をこえて投入してはならない。

(火気禁止場所)

第8条 何人も次に掲げる衛生センターの施設場所においては、火気を扱ってはならない。ただし、組合長が施設の管理上特に必要と認めるときは火気を使用させることがある。消化そう、曝気沈でんそう、ポンプ室、電気室、その他組合長が必要と認める場所

附 則

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 須高衛生施設組合清掃条例施行規則（昭和40年須高衛生施設組合規則第1号）は、廃止する。

附 則（昭和52年6月15日組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月13日組合規則第1号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日組合規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号) (第3条関係)

須高衛生センター使用(変更)許可申請書

年 月 日

須高行政事務組合長 殿

住 所

名 称

代表者

㊟

下記により貴組合の経営する須高衛生センターを使用したいので許可くださるよう申請いたします。

記

営業所所在地				電話	局番	
連絡所を設けてある場合はその名称、所在地等	名 称	所 在 地			電 話 番 号	
事 務 連 絡	くみ取り依頼受付者					
	会 計 事 務 担 当 者					
	作 業 管 理 担 当 者					
使用する 運 搬 車	営業番号	登録番号	車 種	色	積 載 量	年 式
	1 号 車					
	2 〃					
	3 〃					
	4 〃					

職 員 名 簿	区分	氏 名	職 種	住 所	生年月日	
	管職 理事 務員					
	一 号 車					
	二 号 車					
	三 号 車					
	四 号 車					
	作 業 計 画	収 集 区 域				
		1 日 当 たり 投 入 見 込 数 量			kℓ	
		年 間 浄 化 そ う 汚 で い 投 入 見 込 数 量			kℓ	

添付書類 組織市町村長の発行する許可証の写

(様式第2号) (第4条関係)

須高衛生センター使用許可証

須高行政事務組合指令第 号

住 所

名 称

代表者

年 月 日附申請のあつた須高衛生センターの使用(変更)を次のとおり許可する。

年 月 日

須高行政事務組合長

記

1 許可期限

年 月 日から 年 月 日まで

2 許可内容

	営業番号	登録番号	車 種	色	積 載 量	年 式
使用する 運 搬 車	1 号 車					
	2 号 車					
	3 号 車					
	4 号 車					
従事する 職 員						

3 許可条件

- (1) 許可を得ないで、すでに許可された内容を変更しないこと。
- (2) 許可された収集区域以外のし尿を投入しないこと。
- (3) 須高衛生センターの使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 係員の立ち会いがなければ投入しないこと。
- (5) その他組合長の指示する事項を厳守すること。